

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 振興課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」の一部改正について
計69枚（本紙を除く）

※改正後全文を以下の URL に掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054119.html>

Vol.636

平成30年3月30日

厚生労働省老健局振興課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3936)
FAX : 03-3503-7894

老振発0330第1号
平成30年3月30日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
(公印省略)

「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」の一部改正について

平成30年度介護報酬改定にあたり、今般、社会保障審議会介護給付費分科会において「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成29年12月18日）が取りまとめられた。訪問介護員の養成については「訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うこととする」とされたところであり、これを踏まえ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）を改正し、新たに生活援助従事者研修課程を創設することとしている。

これに伴い、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日付け老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成30年4月1日より適用することとしたので通知する。各都道府県におかれましては、御了知の上、介護員養成研修の実施の際、又は研修実施機関を指定する際には十分留意するとともに、管内市町村をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。

(別添)

新旧対照表

新	旧
平成24年3月28日 老振発0328第9号 一部改正 平成25年2月14日 老振発0214第2号 <u>一部改正 平成30年3月30日</u> <u>老振発0330第1号</u>	平成24年3月28日 老振発0328第9号 一部改正 平成25年2月14日 老振発0214第2号
各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿	各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿
厚生労働省老健局振興課長	厚生労働省老健局振興課長
介護員養成研修の取扱細則について (介護職員初任者研修・ <u>生活援助従事者研修</u> 関係)	介護員養成研修の取扱細則について (介護職員初任者研修関係)
「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成23年1月20日）において、「今後の介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持つようにする必要がある。」との提言がなされたこと等を踏まえ、先般、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の一部改正、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）の全部改正及びその他所要の規定の整備を行い、介護職員の研修課程等の見直しを行ったところである。 <u>また、「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成29年12月18日）において、訪問介護員の養成については「訪問介護事業所における更なる人材確保の必要性を踏まえ、介護福祉士等は身体介護を中心に担うこととし、生</u>	「今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」報告書（平成23年1月20日）において、「今後の介護人材のキャリアパスを簡素でわかりやすいものにするとともに、生涯働き続けることができるという展望を持つようにする必要がある。」との提言がなされたこと等を踏まえ、先般、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の一部改正、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号）の全部改正及びその他所要の規定の整備を行い、介護職員の研修課程等の見直しを行ったところである。

新	旧										
<p>生活援助中心型については、人材の裾野を広げて担い手を確保しつつ、質を確保するため、現在の訪問介護員の要件である130時間以上の研修は求めないが、生活援助中心型のサービスに必要な知識等に対応した研修を修了した者が担うこととする」とされたところであり、これを踏まえ、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）を改正し、新たに生活援助従事者研修課程を創設することとしている。</p> <p>以上を踏まえ、今般、介護員養成研修については下記のとおり実施することとしたので、御了知の上、実施又は研修実施機関を指定する際には十分留意するとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。</p>											
記											
<p>I 介護職員初任者研修</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4. 研修科目及び研修時間数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 職務の理解</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 介護における尊厳の保持・自立支援</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">9 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 介護の基本</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">9 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5. 介護におけるコミュニケーション技術</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> </table>	1. 職務の理解	6 時間	2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	3. 介護の基本	6 時間	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間	5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	<p>これを踏まえ、今般、介護職員初任者研修については下記のとおり実施することとしたので、御了知の上、実施又は研修実施機関を指定する際には十分留意するとともに、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。</p> <p>なお、都道府県及び研修を実施する事業者等の準備期間を考慮し、施行日を平成25年4月1日とし、平成18年6月20日老振発第0620001号本職通知は、平成25年3月31日限りで廃止する。</p>
1. 職務の理解	6 時間										
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間										
3. 介護の基本	6 時間										
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間										
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間										
記											
<p>1～3 （略）</p> <p>4. 研修科目及び研修時間数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">1. 職務の理解</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2. 介護における尊厳の保持・自立支援</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">9 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">3. 介護の基本</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">9 時間</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5. 介護におけるコミュニケーション技術</td><td style="padding: 5px; text-align: right;">6 時間</td></tr> </table>	1. 職務の理解	6 時間	2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	3. 介護の基本	6 時間	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間	5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	
1. 職務の理解	6 時間										
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間										
3. 介護の基本	6 時間										
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間										
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間										

新		旧	
6. 老化の理解	6 時間	6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間	7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間	8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間	9. こころとからだのしくみと生活支援技術	7 5 時間
10. 振り返り	4 時間	10. 振り返り	4 時間
合計	130 時間	合計	130 時間
(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。		(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。	
<u>(注2) 別添1「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。</u>		<u>(注2) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。</u>	
<u>(注3) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。</u>		<u>(注3) 上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施すること。</u>	
<u>(注4) 上記とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施すること。</u>		<u>(注4) 「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。</u>	
<u>(注5) 「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。</u>		<u>(注5) 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。</u>	
5 (略)		5 (略)	
6. 訪問介護員の具体的範囲（政令第3条 <u>第1項第1号</u> 関係）、経過措置規定（附則第2条関係）		6. 訪問介護員の具体的範囲（政令第3条関係）、経過措置規定（附則第2条関係）	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5)「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号から第15号までに		(5)「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第2号から第15号までに	

新	旧
<p>掲げる研修（以下「<u>居宅介護職員初任者研修等</u>」という。）の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。</p> <p>（6）前記（2）から（5）までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が介護職員初任者研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。</p> <p><u>なお、生活援助従事者研修、入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）、認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）及び訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）を修了している者については、当該研修における履修科目が、介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、別添2で示す各研修の内容及び時間との対照関係も踏まえて、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程の一部を免除することができるものとする。</u></p> <p><u>また、各市町村が介護予防・日常生活支援総合事業の担い手に対する研修として実施する研修については、別添3で示す「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において例示する研修カリキュラムと介護職員初任者研修の内容との対照関係や、市町村が独自に定める内容や時間数等を踏ま</u></p>	<p>掲げる研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。</p> <p>（6）前記（2）から（5）までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が介護職員初任者研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。</p>

新	旧
<p><u>えて、各都道府県の判断により、介護職員初任者研修課程の一部を免除することができるものとする。</u></p> <p>(7) 介護職員初任者研修の実施主体が上記に掲げる他の研修を実施する場合において、当該研修の履修科目のうち都道府県が介護職員初任者研修の履修科目と同等と認めた科目については、介護職員初任者研修と一緒に実施することも差し支えない。</p> <p>(8) 看護師等の資格を有する者等について、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該看護師等の資格を有する者等が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、看護師等の免許証をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。</p> <p>(9) 実務者研修を修了している者について、介護職員初任者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該研修を修了している者が訪問介護に従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、実務者研修修了証明書をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。</p>	
7 (略)	7 (略)
<p>8. 事業者の指定事務の取扱いについて</p> <p>(1) 既に生活援助従事者研修の事業者として指定されている者については、介</p>	<p>8. 複数の都道府県にわたる事業の指定事務の取扱いについて</p>

新	旧
<p><u>護保険法施行規則第22条の29に基づき、生活援助従事者研修の事業者指定の手続き時に都道府県に提出した書類に関する変更の届出を行うことで、介護職員初任者研修の事業者として指定することが可能である。</u></p> <p>(2) 介護職員初任者研修事業者の指定はすべて都道府県において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県において指定する必要があること。</p> <p>具体的には、同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものと認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県において指定するものとすること。</p> <p>(3) また、通信課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県が指定するものとすること。ただし、その申請を受けた都道府県は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとすること。</p> <p>なお、「本部、本校等主たる事業所」とは、対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所である。</p> <p>9 (略)</p> <p>10. 通信学習について 受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、介護職員初任者研修カリキュラムで実施する全130時間のうち、各科目ごとの上限を超えない範囲で最大合計40.5時間について実施することができるものとする。各科目ごとの</p>	<p>(1) 介護職員初任者研修事業者の指定はすべて都道府県において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県において指定する必要があること。</p> <p>具体的には、同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものと認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県において指定するものとすること。</p> <p>(2) また、通信課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわたって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県が指定するものとすること。ただし、その申請を受けた都道府県は、当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとすること。</p> <p>なお、「本部、本校等主たる事業所」とは、対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所である。</p> <p>9 (略)</p> <p>10. 通信学習について 受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、介護職員初任者研修カリキュラムで実施する全130時間のうち、各科目ごとの上限を超えない範囲で最大合計40.5時間について実施することができるものとする。各科目ごとの</p>

新	旧
<p>通信学習の上限は別<u>添4</u>「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。</p> <p>1 1 (略)</p> <p>1 2. 修了評価について</p> <p>研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。</p> <p>全科目の修了時に、別添<u>1の</u>『各科目の到達目標、評価、内容』において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価すること。なお、修了評価は筆記試験により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、介護職の入口に位置する研修であることから、「列挙・概説・説明できるレベル」を想定している。</p> <p>「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、介護職員初任者研修事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。</p> <p>1 3・1 4 (略)</p> <p>1 5. 情報の開示について</p> <p>研修事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別<u>添5</u>「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事</p>	<p>通信学習の上限は別<u>表1</u>「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。</p> <p>1 1 (略)</p> <p>1 2. 修了評価について</p> <p>研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。</p> <p>全科目の修了時に、別添の「<u>介護職員初任者研修における目標、評価の指針</u>」中『各科目の到達目標、評価、内容』において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価すること。なお、修了評価は筆記試験により1時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、介護職の入口に位置する研修であることから、「列挙・概説・説明できるレベル」を想定している。</p> <p>「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、介護職員初任者研修事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。</p> <p>1 3・1 4 (略)</p> <p>1 5. 情報の開示について</p> <p>研修事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別<u>表2</u>「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事</p>

新	旧												
<p>業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。また、研修事業者の指定を行う都道府県は、研修事業者による情報の開示が適切に行われているか、研修事業者の実態と開示内容とに齟齬がないかを定期的に確認すること。</p> <p>II 生活援助従事者研修</p> <p>1. 目的</p> <p><u>生活援助従事者研修は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするために、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的として行われるものである。</u></p> <p>2. 実施主体</p> <p><u>生活援助従事者研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した者とする。</u></p> <p>3. 対象者</p> <p><u>生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。</u></p> <p>4. 研修科目及び研修時間数</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>1. 職務の理解</u></td> <td><u>2 時間</u></td> </tr> <tr> <td><u>2. 介護における尊厳の保持・自立支援</u></td> <td><u>6 時間</u></td> </tr> <tr> <td><u>3. 介護の基本</u></td> <td><u>4 時間</u></td> </tr> <tr> <td><u>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</u></td> <td><u>3 時間</u></td> </tr> <tr> <td><u>5. 介護におけるコミュニケーション技術</u></td> <td><u>6 時間</u></td> </tr> <tr> <td><u>6. 老化と認知症の理解</u></td> <td><u>9 時間</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>1. 職務の理解</u>	<u>2 時間</u>	<u>2. 介護における尊厳の保持・自立支援</u>	<u>6 時間</u>	<u>3. 介護の基本</u>	<u>4 時間</u>	<u>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</u>	<u>3 時間</u>	<u>5. 介護におけるコミュニケーション技術</u>	<u>6 時間</u>	<u>6. 老化と認知症の理解</u>	<u>9 時間</u>	<p>業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。また、研修事業者の指定を行う都道府県は、研修事業者による情報の開示が適切に行われているか、研修事業者の実態と開示内容とに齟齬がないかを定期的に確認すること。</p>
<u>1. 職務の理解</u>	<u>2 時間</u>												
<u>2. 介護における尊厳の保持・自立支援</u>	<u>6 時間</u>												
<u>3. 介護の基本</u>	<u>4 時間</u>												
<u>4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</u>	<u>3 時間</u>												
<u>5. 介護におけるコミュニケーション技術</u>	<u>6 時間</u>												
<u>6. 老化と認知症の理解</u>	<u>9 時間</u>												

新	旧								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>7. 障害の理解</u></td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>3時間</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>8. こころとからだのしくみと生活支援技術</u></td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>24時間</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>9. 振り返り</u></td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>2時間</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;"><u>合計</u></td><td style="padding: 5px; text-align: right;"><u>59時間</u></td></tr> </table> <p>(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。</p> <p>(注2) 別添6「生活援助従事者研修における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。</p> <p>(注3) 「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。</p> <p>(注4) 上記とは別に、筆記試験による修了評価(0.5時間程度)を実施すること。</p> <p>(注5) 「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」においては移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。また、「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」においては施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。</p> <p>(注6) 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。</p> <p>5. 実習施設</p> <p>実習を行う場合については、原則として以下の要件を満たす施設等において実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都道府県知事が適当と認める高齢者、障害者施設等とする。 (2) 実習指導者(実習受入担当者)が確保されていること。 <p>6. 訪問介護員(生活援助中心型サービスに従事する者)の具体的範囲(政令第3条第1項第1号関係)等</p>	<u>7. 障害の理解</u>	<u>3時間</u>	<u>8. こころとからだのしくみと生活支援技術</u>	<u>24時間</u>	<u>9. 振り返り</u>	<u>2時間</u>	<u>合計</u>	<u>59時間</u>	
<u>7. 障害の理解</u>	<u>3時間</u>								
<u>8. こころとからだのしくみと生活支援技術</u>	<u>24時間</u>								
<u>9. 振り返り</u>	<u>2時間</u>								
<u>合計</u>	<u>59時間</u>								

新	旧
<p>(1) 介護職員初任者研修を修了している者については、当該研修における履修科目が、生活援助従事者研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、各都道府県の判断により、生活援助従事者研修課程の全科目を免除することができるものとする。なお、実務者研修修了者や看護師等の資格を有する者等、介護職員初任者研修の全科目を免除された者についても同様とする。</p> <p>(2) 居宅介護職員初任者研修等の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、当該研修において履修した科目が生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、生活援助従事者研修課程のうち当該同等と認められる科目を免除することができるものとする。</p> <p>(3) 特別養護老人ホーム等の介護職員等としての実務経験を有する者については、それぞれの職種により既に研修したものと同等の知識等を有すると認められる場合は、研修課程の一部を免除することができるものとする。その具体的な免除科目については、各都道府県の判断により、職種、施設・事業所の種類、経験年数等を勘案して決定するものとする。</p> <p>(4) 前記(1)から(3)までの他、都道府県、市町村又は公的団体の実施する在宅介護サービスに係る研修を受講した者が生活援助従事者研修を受講しようとする場合であって、当該研修において履修した科目が生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と同等と認められるものについては、各都道府県の判断により、研修課程の一部を免除することができるものとする。</p> <p>なお、入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する三級課程を修了している者については、当該研修における履修科目が、生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、別添7で示す各研修の内容及び時間との対照関係も踏まえて、各都道府県の判断により、生活援助従事者研修課程の一部を免除することができるものと</p>	

新	旧
<p><u>する。</u></p> <p><u>また、各市町村が介護予防・日常生活支援総合事業の担い手に対する研修として実施する研修については、別添8で示す「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において例示する研修カリキュラムと生活援助従事者研修の内容との対照関係や、市町村が独自に定める内容や時間数等を踏まえて、各都道府県の判断により、生活援助従事者研修課程の一部を免除することができるものとする。</u></p> <p><u>(5) 生活援助従事者研修の実施主体が上記に掲げる他の研修を実施する場合において、当該研修の履修科目のうち都道府県が生活援助従事者研修の履修科目と同等と認めた科目については、生活援助従事者研修と一体的に実施することも差し支えない。</u></p> <p><u>(6) 看護師等の資格を有する者を生活援助中心型サービスに従事する者として雇用する場合については、生活援助中心型サービスに従事する者として雇用されるのであって、保健師助産師看護師法に規定されている診療の補助及び療養上の世話の業務（社会福祉士法及び介護福祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環として、たんの吸引等の業務を行うための登録を受けている事業所において実施されるたんの吸引等の業務を除く。）を行うものではない。</u></p> <p><u>また、この場合に、看護師等の業務に従事していた時期から相当の期間を経ている者又は在宅福祉サービス若しくはこれに類似するサービスの従事経験のない者については、職場研修等を適切に行うことが望ましい。</u></p> <p><u>(7) (1) により生活援助従事者研修の課程の全科目を免除する場合には、当該研修を修了している者が生活援助中心型サービスに従事する際の証明書として、施行規則第22条の25に定める様式第11号に準じた修了証明書を事前に発行することが望ましいが、当面の間は、各都道府県の判断により、実務者研修修了証明書や看護師等の免許証等をもって代える取扱いとしても差し支えない。ただし、この場合においても、都道府県知事が行う生活援</u></p>	

新	旧
<p><u>助従事者研修を修了した者とみなすこと等により、できる限り早期に修了証明書を発行するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>7. 事業者の指定事務の取扱いについて</u></p> <p>(1) 既に介護職員初任者研修の事業者として指定されている者については、<u>介護保険法施行規則第22条の29に基づき、介護職員初任者研修の事業者指定の手続き時に都道府県に提出した書類に関する変更の届出を行うことで、生活援助従事者研修の事業者として指定することが可能である。</u></p> <p>(2) 生活援助従事者研修事業者の指定はすべて都道府県において行うこととなることから、複数の都道府県にわたる事業であっても、各都道府県において指定する必要がある。 <u>具体的には、同一の事業者が複数の都道府県にわたって研修事業を実施する場合であっても、本部や本校と支所等の各事業所が独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県下において行うなど、事業として別個のものと認められる場合は、各事業所の所在地の都道府県において指定するものとする。</u></p> <p>(3) また、通信課程による研修事業等同一の事業者が複数の都道府県にわって一体的に研修事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地の都道府県が指定するものとする。ただし、その申請を受けた都道府県は、<u>当該都道府県以外の実習施設の所在地の都道府県に対し、当該実習施設に対する指導監査等に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができるものとする。</u> <u>なお、「本部、本校等主たる事業所」とは、対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、通信課程に関する事務処理能力を有する事業所である。</u></p> <p><u>8. 講師要件について</u></p>	

新	旧
<p><u>生活援助従事者研修課程を適切に実施、指導できるものにより行われるよう十分配慮される必要がある。</u></p> <p><u>9. 通信学習について</u></p> <p><u>受講者の負担を軽減し、受講を容易にする方策として、生活援助従事者研修カリキュラムで実施する全59時間のうち、各科目ごとに、別添9「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」に規定する合計29時間の範囲内で、通信学習とすることができるものとする。</u></p> <p><u>なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び適切な方法により、指導及び評価を行うこと。</u></p> <p><u>10. 補講</u></p> <p><u>受講者がやむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合等、生活援助従事者研修事業者は受講者に対する補講を行うことができる。</u></p> <p><u>11. 修了評価について</u></p> <p><u>研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>全科目の修了時に、別添6の『各科目的到達目標、評価、内容』において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習得度を評価すること。なお、修了評価は筆記試験により0.5時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。評価の難易度については、介護職の入口に位置する研修であることから、「理解しているレベル、列挙・概説・説明できるレベル」を想定している。</u></p> <p><u>「修了時の評価ポイント」に示す知識・技術等の習得が十分でない場合には、生活援助従事者研修事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めるものとする。</u></p>	

新	旧
<p>12. 修了証の発行</p> <p>修了証は、「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が講師により評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された受講者に対して発行するものとする。</p> <p>13. 名簿の取扱いについて</p> <p>生活援助従事者研修事業者が提出する生活援助従事者研修修了者の名簿については、各都道府県が自ら行う研修を修了した生活援助研修修了者の名簿とあわせて一体として管理すること。</p> <p>14. 情報の開示について</p> <p>研修事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別添5「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めること。また、研修事業者の指定を行う都道府県は、研修事業者による情報の開示が適切に行われているか、研修事業者の実態と開示内容とに齟齬がないかを定期的に確認すること。</p>	

新	旧
(別添 <u>1</u>) 介護職員初任者研修における目標、評価の指針 1 (略)	(別添) 介護職員初任者研修における目標、評価の指針 1 (略)
各科目の到達目標、評価、内容 1～3 (略)	各科目の到達目標、評価、内容 1～3 (略)
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9 時間） (1) 到達目標・評価の基準	4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9 時間） (1) 到達目標・評価の基準
<p>ね ら い</p> <p>介護保険制度や障害<u>福祉</u>制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。</p> <p>修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 介護保険制度や障害<u>福祉</u>制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。 	<p>ね ら い</p> <p>介護保険制度や障害者<u>自立支援</u>制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。</p> <p>修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 介護保険制度や障害者<u>自立支援</u>制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者<u>福祉</u>サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。

新		旧	
(2) 内容例		(2) 内容例	
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・障害<u>福祉</u>制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。 ・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害<u>福祉</u>制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す 	指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・障害<u>者自立支援</u>制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。 ・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害<u>者自立支援</u>制度、その他制度のサービスの位置づけや、代表的なサービスの理解を促す
内容	<p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション ○医行為と介護、○訪問看護、○施設における看護と介護の役割・連携、○リハビリテーションの理念</p> <p>3. 障害<u>福祉</u>制度およびその他制度</p> <p>(1) 障害<u>福祉</u>制度の理念 ○障害の概念、○ I C F (国際生活機能分類)</p> <p>(2) 障害<u>福祉</u>制度の仕組みの基礎的理解 ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p>	内容	<p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション ○医行為と介護、○訪問看護、○施設における看護と介護の役割・連携、○リハビリテーションの理念</p> <p>3. 障害<u>者自立支援</u>制度およびその他制度</p> <p>(1) 障害<u>者</u><u>福祉</u>制度の理念 ○障害の概念、○ I C F (国際生活機能分類)</p> <p>(2) 障害<u>者自立支援</u>制度の仕組みの基礎的理解 ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p>
5～7 (略)		5～7 (略)	

新		旧																
<p>8. 障害の理解（3 時間）</p> <p>(1) 到達目標・評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="181 287 1102 870"> <tr> <td data-bbox="181 287 249 430">ね ら い</td><td data-bbox="249 287 1102 430">障害の概念と ICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。</td></tr> <tr> <td data-bbox="181 430 249 870">修了時 の評価 ポイント</td><td data-bbox="249 430 1102 870"> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 </td></tr> </table> <p>(2) 内容例</p> <table border="1" data-bbox="181 870 1102 1337"> <tr> <td data-bbox="181 870 249 1171">指導の視点</td><td data-bbox="249 870 1102 1171"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="181 1171 249 1337">内容</td><td data-bbox="249 1171 1102 1337"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害福祉の基本理念 </td></tr> </table>	ね ら い	障害の概念と ICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。	修了時 の評価 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 	指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 	内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害福祉の基本理念 	<p>8. 障害の理解（3 時間）</p> <p>(1) 到達目標・評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="1170 287 2091 870"> <tr> <td data-bbox="1170 287 1237 430">ね ら い</td><td data-bbox="1237 287 2091 430">障害の概念と ICF、障害者福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。</td></tr> <tr> <td data-bbox="1170 430 1237 870">修了時 の評価 ポイント</td><td data-bbox="1237 430 2091 870"> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 </td></tr> </table> <p>(2) 内容例</p> <table border="1" data-bbox="1170 870 2091 1337"> <tr> <td data-bbox="1170 870 1237 1171">指導の視点</td><td data-bbox="1237 870 2091 1171"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="1170 1171 1237 1337">内容</td><td data-bbox="1237 1171 2091 1337"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害者福祉の基本理念 </td></tr> </table>	ね ら い	障害の概念と ICF、障害者福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。	修了時 の評価 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 	指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 	内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害者福祉の基本理念 	
ね ら い	障害の概念と ICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。																	
修了時 の評価 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 																	
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 																	
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害福祉の基本理念 																	
ね ら い	障害の概念と ICF、障害者福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。																	
修了時 の評価 ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。 																	
指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。 																	
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ ICF の分類と医学的分類、○ ICF の考え方 (2) 障害者福祉の基本理念 																	

新	旧
<p>○ノーマライゼーションの概念</p> <p>2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</p> <p>(1) 身体障害 ○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害</p> <p>(2) 知的障害 ○知的障害</p> <p>(3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） ○統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害</p> <p>(4) その他心身の機能障害</p> <p>3. 家族の心理、かかわり支援の理解 家族への支援 ○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減</p>	<p>○ノーマライゼーションの概念</p> <p>2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</p> <p>(1) 身体障害 ○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害</p> <p>(2) 知的障害 ○知的障害</p> <p>(3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） ○統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害</p> <p>(4) その他心身の機能障害</p> <p>3. 家族の心理、かかわり支援の理解 家族への支援 ○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減</p>
9～10 (略)	9～10 (略)

新

旧

3. 認知症介護基礎研修

No.	科目	合算授業時間数 時間数 時間数	認知症 知識の 内容	研修内容	
				介護職員初任者研修の内容 (アンケートは読み替える部分)	認知症介護基礎研修の内容 (介護職員初任者研修の内容と重複する部分)
1	知識の理解	9 → 6	①多様なサービスの選択 ○介護施設サービス(施設、施設) ○介護福祉サービス(介護、介護) ②介護の仕事内容や働く現場に即したそれぞれの仕事内容 ○就労、施設の多様な働き方とその特徴(介護施設のイメージ・報酬実務教材活用、施設職員の体験談、サービス事業所における施設者の選択による特徴、施設の特徴) ○アーバン型施設におけるサービスの選択に至るまでの一連の裏面の流れとチームアプローチ・他施設、企団体のサービスを含めた施設の社会資源との連携		(接続なし)
2	合意における 権限の保持・自立支援	9 → 9	①人権と尊厳を尊重する意識 (1)人権と尊厳の堅持 ○尊重して尊重、○アドボカシー、○エレベーションの観点、○「役割」実現、○事あるある取り、○利用者のプライバシーの保護 (2)CF ○介護の専門性におけるQOL ○QOLの考え方、○生涯の質 (3)ノーマライゼーション ○アーバン型施設における考え方 ○身体拘束止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の看護者支援 (4)個人の権利を守る制度の整備 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業 自立に行けた介護 (1)自己主張 ○自己決定権、○精神能力の活用、○財産を求める 事、○自己決定権の剥奪 (2)介護予防 ○介護予防の考え方		(接続なし)
3	介護の基本	8 → 6	①介護職の特徴と専門性と多職種との連携 (1)介護職の特徴 ○介護職と施設介護と施設介護サービスの違い、○地域包括ケアの方向性 (2)介護の専門性 ○専門化施設は、高齢化の傾向、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○機能の名も介護、○コミュニケーションの重要性、○各部門内のチーム、○多職種連携チーム ○施設と専門性を持つ多職種の連携、○介護支援専門員、○サービス提供責任者、○介護師等とチームとして利用者を支える態勢、○互いの専門能力を活用した効率的なサービスの提供、○チームケアにおける役割分担 ②介護職の健康管理 ○介護職の健康管理の重要性、○介護職士の健康管理と介護福祉士の健康管理との相違とその社会的背景、○プライバシーの保護・尊重 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ○事故・転びつけの原因を探り対応し、○心臓病、○リストとハサード ④介護職の手当 ○介護マネジメント、○介護の手法と経路、○事前に差し込んだ経緯の報告書、○差し込みの範囲、西野村への報告書等、○機械的外来 ⑤介護の特徴 ○技術的特徴と経路、感染源の移動、感染経路の遮断、○「感染」に対する正しい知識 ⑥介護職の心身の健康管理 ○介護職の心身の健康管理 ○介護職の健康管理制度の内容に影響、○ストレスマネジメント、○健康の侧面に関する知識、○手洗い・うがいの動作、○手洗いの基本、○感染症対策		(接続なし)
4	介護・福祉サービスの理解と医療上の連携	8 → 8	①介護保険制度 (1)介護保険制度の背景及び目的、動向 ○アーバン型施設、○施設介護システムへの転換、○地域包括支援システムの背景 (2)介護みの基本的特徴 ○保険料制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順 (3)財政負担、○既存介護サービス事業者の担当 ○財政負担、○既存介護サービス事業者の担当 ○介護保険と医療保険との連携、○介護保険と医療保険における看護と介護の役割・連携、○リハビリテーションの場面 ②障害者自立支援制度およびその他の制度 ○障害者自立支援制度の概念 ○障害者自立支援制度のCFS(困難生活機能分類) ○障害者自立支援制度の仕組みの基礎的知識 ○介護認定・障害者自立支援制度の申請から支給決定まで (3)個人の権利を守る制度の概要 ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業		(接続なし)

No	科目	分担単位 単位数 単位数 単位数	積み合 い時間 時間 時間 時間	履修内容		旧	
				介護職員初任者研修の内容 (アドバイザリーランは読み替える形)	認知症看護師研修の内容 (介護職員初任者研修の内容と重複する部分)		
5	介護におけるコミュニケーション技術	8	—	8	<p>1. 水槽におけるコミュニケーション</p> <p>(1)水槽におけるコミュニケーションの意義、目的、実施 ○相手とのコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○媒體、○共感 の応用</p> <p>(2)コミュニケーションの技術、道具を用いた具体的コミュニケーション ○音楽的コミュニケーションの技術、○飲食技術コミュニケーションの特徴</p> <p>(3)利用者の変化に対するコミュニケーションの変遷 ○利用者の変化に対する媒体の選択、○利用者の心理的特徴、○家族への問い合わせ動向、 ○媒体選択の特徴、○媒体の選択基準と満足度の意識や行動、○問題発見するこ とと問題解決するためのコミュニケーション技術</p> <p>(4)利用者の状況、状態に応じたコミュニケーション技術 ○能力、能力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じた コミュニケーション技術、○精神疾患に応じたコミュニケーション技術、○ 認知症に応じたコミュニケーション技術</p> <p>2. 全般におけるチームのコミュニケーション</p> <p>(1)認知症における認知症の専門性 ○介護における認知症の意義、目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する認知症の種類、○認知症統計調査(年齢・性別・人種、 痴呆罹患率等)、○セミバッチ式認知症、○DSM-IV</p> <p>(2)検査 ○検査の留意点、○検査の留意点、○検査の留意点</p> <p>(3)コミュニケーションの手本 ○コミュニケーションの手本、○個別の手本、 ○検査器具等の手本、○個別の手本の場(利用者と接続する 介護者に求められる範囲等)、○カタログフレッシュの重要性</p>	(接続なし)	
6-1	老化と認知症(認知症の 理解)	8	—	8	<p>1. 老化に伴うところがかかる筋肉変化と日常生活</p> <p>(1)老年期の先進的老化に伴う骨の変化的特徴 ○骨吸収と反応の度合い、○骨失張</p> <p>(2)骨に伴う骨の変化と筋肉変化による日常生活への影響 ○身体機能の変化と日常生活への影響、○認知機能の低下、○筋 肉・骨骼の変化、○骨組織・神経組織の変化、○認知機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 痴呆と認知症</p> <p>(1)痴呆者の疼痛生活上の留意点 ○骨質、○筋力の低下で動き・姿勢の変化、○関節痛</p> <p>(2)痴呆者に多い病状とその日常生活上の留意点 ○健忘症の特徴、痴呆症、痴呆性心身症、○健忘症障害者の危険 因子と対策、○おもな病状、癡呆・不思惑、痴呆と健忘に、「おも」 の字から全般に及ぶ、2つ以上の症状を認めた、○健忘症の特徴、○痴 呆の特徴に気付く役目、○痴呆者は感情面にかかりやすい</p>	(接続なし)	
6-2	老化と認知症(認知症 の理解)	8	—	8	<p>1. 認知症を取り巻く状況と時間: 認知症ケアの概念</p> <p>(1)パーソナル・データ、○認知症ケアの役割(できるにとどめ)</p> <p>2. 医療的認知症と見かけの認知症の基礎と臨床的問題 認知症の特徴、認知症の認知症患者との差異、原因別認知症ケアのポイ ント、健忘症の特徴、○自分の忘れ物の違い、○せん妄の症状、○健忘症理 屈と、健忘症と健忘症の違い、○認知症の特徴、○認知症と健忘症の 区別と健忘症の特徴</p> <p>3. 認知症におけることからのお化粧と日常生活</p> <p>(1)認知症の人の生活習慣、心身・行動の特徴 ○認知症の特徴と生活材料、○認知症の特徴と心身・行動材料(BPSD)、○お通じ ケア、○おもな病状と対策</p> <p>(2)認知症の初期段階への対応 ○本人の行動を理解する、○プライバシーを尊重しない、○着手の度合に 合わせて、○おもな病状と対応する、○すべての行動行動をどう かづけるか、○おもな病状と対応する、○おもな病状と対応する、○認 知症の初期段階への対応する、○おもな病状と対応する、○おもな病 状と対応する、○おもな病状と対応する、○おもな病状と対応する、○おもな病 状と対応する</p> <p>○認知症の初期段階での援助、○介護員自身の経験(ルス・バイ・ケア)</p>	<p>1. 認知症を取り巻く状況と時間: 認知症ケアの概念</p> <p>(1)認知症の人を取り巻く現状、認知症ケアを提供するときの判断基準と なる考え方</p> <p>2. 医療的認知症と見かけの認知症の基礎と臨床的問題</p> <p>(1)医療的認知症から見た認知症の基礎と健康管理制度 認知症の特徴、認知症の認知症患者との差異、原因別認知症ケアのポイ ント、健忘症の特徴、○認知症の人の理解するために必要な基本的知識、病状・症状を理 解したケアの過程</p> <p>3. 認知症におけることからのお化粧と日常生活</p> <p>(1)認知症の人の生活習慣、心身・行動の特徴 ○認知症の人を理解するために必要な基本的知識、認知症ケアの基 礎的知識と認知症の特徴、不適切なケアの障壁と回避方法、行動・心理症 状を理解したケアの過程と工夫</p> <p>(2)認知症の初期段階への対応 ○認知症ケアを理解するに必要な判断基準となる考え方、認知症ケアの基 礎的知識と認知症の特徴、認知症の人との接遇の仕組み(コミュニケーション 技術)、認知症の初期段階の特徴、○おもな病状と対応する、○おもな病 状と対応する、○おもな病状と対応する、○おもな病状と対応する、○おもな病 状と対応する</p> <p>4. 家族への支援 ○認知症ケアを提供するときの判断基準となる考え方</p>	
7	障害の理解	3	—	3	<p>1. 障害の基礎的知識</p> <p>(1)障害の概念とICF ○ICFの分野と医学的分野、ICIDの考え方</p> <p>(2)障害者福祉の基本概念 ○障害マネジメントの概念</p> <p>2. 障害者福祉の問題、生活障害、心身・行動障害の特徴、かかわり支援等の基礎的知識</p> <p>(1)身体障害 ○视觉障害、○聴覚障害、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由 ○内部障害</p> <p>(2)知的障害 ○精神障害(高次脳機能障害・発達障害を含む)</p> <p>○認知失調症・気分・感情障害・体位症などの精神疾患、白痴・痴癡 障害、○認知性発育障害・言語障害・言葉失語症・言葉失速・多発性障害などの発 達障害</p> <p>(4)その他心身の機能障害 3. 障害の心因、かかわり支援の理解 ○家族への支援○障害の理解、障害の受容支援、○介護負担の理解</p>	(接続なし)	

新

旧

No	科目	合宿期間 実習期間 実習時間	講義と 実習の 割合	研修内容	
				介護職員初任者研修の内容 (アシスタントイズ読み削除部分)	訪問介護職員成研修(3級認修)の内容 (介護職員初任者研修の内容と重複する部分)
5	介護におけるコミュニケーション技術	6	→ 6	<p>1. 介護におけるコミュニケーション ○介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○植物、○声息の必要 ○コミュニケーションの技術、道具を用いた言語的コミュニケーション ○音楽的コミュニケーションの特徴、○音楽コミュニケーションの特徴 ○利用者の心身へのコミュニケーション ○利用者の心身へのコミュニケーション ○患者低下下の原因を考慮する、○利用者の心身の特徴、○利用者の心身への影響 ○介護施設の特徴、○自分の感情移入感覚と家族との見合いで判断しないことがないようにする、○アスマーティンの手法とニーズとデータの違い ○体力、能力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術 2. 介護におけるコミュニケーションの意義 ○配慮に対する理解の意義、目的、利用者の世界を踏まえた観察と説明、○説明に際する配慮の種類、○看護実習計画書・訪問・巡回・入浴、○作業所・食事等)、○アドバイス・報告書、○SWATH 3. 言葉 ○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点 ○会話、○情報共有の場、○優柔軟な接觸の場(利用者と顧客に施術するや態度に求められる接觸範囲)、○アカシフレンスの重要性</p>	(頭書なし)
B-1	老化と認知症(老化的理解)	6	→ 6	<p>1. 老化に伴う二つの異なる変化と特徴 ○生物学的変化と社会的変化の身体の変化の特徴 ○筋肉反応(反射)の変化、○骨筋体格 2. 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○認知機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響 3. 高齢者と健康 ○高齢者の疾病と生活上の留意点 ○骨折、○筋力の低下と動作・運動の変化、○慢疾患 ○高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 ○認知症認知症(脳梗塞、脳出血、老年性認知症)、○認知症認知症の危険因子と対策、○認知症(認知症)の特徴、○認知症を背景に、「誤え」の問題、○認知症の自己もつづり認知症性格、○認知症性格、○認知症の小さな変化に気付く意識、○高齢者は感染症にかかりやすい</p>	(頭書なし)
B-2	老化と認知症(認知症の理解)	6	→ 6	<p>1. 認知症認知症の状況 認知症ケアの概念 ○リーンセンタードケア、○認知症ケアの視点(できることに集中する) 2. 認知症から認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の認知症基準とその構成、認知症基準ケアのガイド、健常者 ○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健常者健忘、健忘健忘、健忘健忘の傾向、○認知ケア、○治療、○薬物療法、○認知症の発現 3. 認知症に伴うことから認知症と日常生活 ○認知症の人の生活障害、心理行動の特徴 ○認知症の中筋膜症、○認知症の行動・心態症状(BPSD)、○不適切な行為、○生活環境での改善 ○認知症の利用者への対応 ○本人の状況を把握する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○次第しないよう状況をつくる、○すべての認知症行者がヨーロッパの文化や習慣をもと考えること、○身ழ麗を通したコミュニケーション、○相手の様子・表情・頭髪・衣服などから気持ちを判断する、○認知症の進行に合わせてケア 4. 家族への支援 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の経過(レスパイトケア)</p>	(頭書なし)
7	障害の理解	3	→ 3	<p>1. 障害の基礎的知識 ○障害の概念と分類 ○ICFの分類と医学的分類、○ICFの考え方 ○障害者属性の基本概念 ○障害のコミュニケーションの概念 ○障害の個別的側面、生活障害、心理・行動の特徴、いかわり支援等の基礎的知識 (1)身体障害 ○视觉障害、○触覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内耳障害 (2)知的障害 ○知的障害 (3)精神障害(高次脳機能障害・児童障害を含む) ○精神失調症・気分・感情障害(一過性障害など)の精神疾患、○高次脳機能障害、○認知性発達障害・学者障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 (4)その他の心身の機能障害 2. 家族の心回り、かかりを後の理解 家族への支援の障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の経過</p>	(頭書なし)

新	旧															
<u>(別添3)</u>																
<p>「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」において例示する研修カリキュラム</p> <p><u>キュラムと介護職員初任者研修の内容との対照関係</u></p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">介護職員初任者研修 ※下線が対応部分</th></tr> <tr> <th>科目</th><th>時間</th><th>具体的な内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険制度、介護概論</td><td>9</td><td> <p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <input type="checkbox"/>ケアマネジメント、<input type="checkbox"/>予防重視型システムへの転換、<input type="checkbox"/>地域包括支援センターの設置、<input type="checkbox"/>地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>保険制度としての基本的仕組み、<input type="checkbox"/>介護給付と種類、<input type="checkbox"/>予防給付、<input type="checkbox"/>要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 <input type="checkbox"/>財政負担、<input type="checkbox"/>指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション</p> <p><input type="checkbox"/>医行為と介護、<input type="checkbox"/>訪問看護、<input type="checkbox"/>施設における看護と介護の役割・連携、<input type="checkbox"/>リハビリテーションの概念</p> <p>3. 障害者自立支援制度およびその他制度</p> <p>(1) 障害者福祉制度の理念 <input type="checkbox"/>障害の概念、<input type="checkbox"/>ICF（国際生活機能分類）</p> <p>(2) 障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 <input type="checkbox"/>個人情報保護法、<input type="checkbox"/>成年後見制度、<input type="checkbox"/>日常生活自立支援事業</p> </td></tr> <tr> <td>介護の基本的な考え方</td><td>10～13 時間程度の内数</td><td> <p><input type="checkbox"/>理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、 <input type="checkbox"/>法的根柢に基づく介護</p> </td></tr> <tr> <td>高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）</td><td>6</td><td> <p>1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 老年期の急速と老化に伴う心身の変化の特徴 <input type="checkbox"/>筋肉反射（反射）の変化、<input type="checkbox"/>喪失体験</p> <p>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <input type="checkbox"/>身体的機能の変化と日常生活への影響、<input type="checkbox"/>咀嚼機能の低下、<input type="checkbox"/>筋・骨・関節の変化、<input type="checkbox"/>体温維持機能の変化、<input type="checkbox"/>精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <input type="checkbox"/>骨折、<input type="checkbox"/>筋力の低下と動き・姿勢の変化、<input type="checkbox"/>關節痛</p> <p>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p> </td></tr> </tbody> </table>	介護職員初任者研修 ※下線が対応部分			科目	時間	具体的な内容	介護保険制度、介護概論	9	<p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <input type="checkbox"/>ケアマネジメント、<input type="checkbox"/>予防重視型システムへの転換、<input type="checkbox"/>地域包括支援センターの設置、<input type="checkbox"/>地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>保険制度としての基本的仕組み、<input type="checkbox"/>介護給付と種類、<input type="checkbox"/>予防給付、<input type="checkbox"/>要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 <input type="checkbox"/>財政負担、<input type="checkbox"/>指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション</p> <p><input type="checkbox"/>医行為と介護、<input type="checkbox"/>訪問看護、<input type="checkbox"/>施設における看護と介護の役割・連携、<input type="checkbox"/>リハビリテーションの概念</p> <p>3. 障害者自立支援制度およびその他制度</p> <p>(1) 障害者福祉制度の理念 <input type="checkbox"/>障害の概念、<input type="checkbox"/>ICF（国際生活機能分類）</p> <p>(2) 障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 <input type="checkbox"/>個人情報保護法、<input type="checkbox"/>成年後見制度、<input type="checkbox"/>日常生活自立支援事業</p>	介護の基本的な考え方	10～13 時間程度の内数	<p><input type="checkbox"/>理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、 <input type="checkbox"/>法的根柢に基づく介護</p>	高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）	6	<p>1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 老年期の急速と老化に伴う心身の変化の特徴 <input type="checkbox"/>筋肉反射（反射）の変化、<input type="checkbox"/>喪失体験</p> <p>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <input type="checkbox"/>身体的機能の変化と日常生活への影響、<input type="checkbox"/>咀嚼機能の低下、<input type="checkbox"/>筋・骨・関節の変化、<input type="checkbox"/>体温維持機能の変化、<input type="checkbox"/>精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <input type="checkbox"/>骨折、<input type="checkbox"/>筋力の低下と動き・姿勢の変化、<input type="checkbox"/>關節痛</p> <p>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p>
介護職員初任者研修 ※下線が対応部分																
科目	時間	具体的な内容														
介護保険制度、介護概論	9	<p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <input type="checkbox"/>ケアマネジメント、<input type="checkbox"/>予防重視型システムへの転換、<input type="checkbox"/>地域包括支援センターの設置、<input type="checkbox"/>地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>保険制度としての基本的仕組み、<input type="checkbox"/>介護給付と種類、<input type="checkbox"/>予防給付、<input type="checkbox"/>要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 <input type="checkbox"/>財政負担、<input type="checkbox"/>指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション</p> <p><input type="checkbox"/>医行為と介護、<input type="checkbox"/>訪問看護、<input type="checkbox"/>施設における看護と介護の役割・連携、<input type="checkbox"/>リハビリテーションの概念</p> <p>3. 障害者自立支援制度およびその他制度</p> <p>(1) 障害者福祉制度の理念 <input type="checkbox"/>障害の概念、<input type="checkbox"/>ICF（国際生活機能分類）</p> <p>(2) 障害者自立支援制度の仕組みの基礎的理解 <input type="checkbox"/>介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要 <input type="checkbox"/>個人情報保護法、<input type="checkbox"/>成年後見制度、<input type="checkbox"/>日常生活自立支援事業</p>														
介護の基本的な考え方	10～13 時間程度の内数	<p><input type="checkbox"/>理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、 <input type="checkbox"/>法的根柢に基づく介護</p>														
高齢者の特徴と対応（高齢者や家族の心理）	6	<p>1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 老年期の急速と老化に伴う心身の変化の特徴 <input type="checkbox"/>筋肉反射（反射）の変化、<input type="checkbox"/>喪失体験</p> <p>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <input type="checkbox"/>身体的機能の変化と日常生活への影響、<input type="checkbox"/>咀嚼機能の低下、<input type="checkbox"/>筋・骨・関節の変化、<input type="checkbox"/>体温維持機能の変化、<input type="checkbox"/>精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <input type="checkbox"/>骨折、<input type="checkbox"/>筋力の低下と動き・姿勢の変化、<input type="checkbox"/>關節痛</p> <p>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p>														

新				旧
			<p>○無理筋障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、 ○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性認知症）、○脳梗性肺炎、 ○症状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい</p>	
介護技術	生活と家事	50～55時間程度の内数	<p>家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p>	
ボランティア活動の意義	—	—	—	
緊急対応（困った時の対応）	介護の基本	3	<p>(1) 介護における安全の確保 ○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○とハザード (2) 事故予防、安全対策 ○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有</p>	
認知症の理解（認知症サポートー研修等）	認知症の理解	6	<p>1. 認知症を取り巻く状況 認知症ケアの理念 ○バーンセンタードケア、○認知症ケアの根柢（できることに着目する） 2. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 ○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、○認知症）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬 3. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（BPSD）、○不適切なケア、○生活環境で改善 (2) 認知症利用者への対応 ○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること、○身体を通してコミュニケーション、○相手の様子、表情、視線、姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア 4. 家族への支援 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスバイトケア）</p>	
コミュニケーションの手法、訪問マナー	介護におけるコミュニケーション	6	<p>1. 介護におけるコミュニケーション (1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、</p>	

新			旧
ン技術		<p><u>技術</u></p> <p>○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○情熱、○共感の応答</p> <p>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション</p> <p>○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</p> <p>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際</p> <p>○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</p> <p>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</p> <p>○視力、聽力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○摂音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術</p> <p>2. 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <p>(1) 記録における情報の共有化</p> <p>○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H</p> <p>(2) 報告</p> <p>○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</p> <p>(3) コミュニケーションを促す環境</p> <p>○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</p>	
訪問実習オリエンテーション	一	2	<p>サービス事業所における受講者の選択に基づく実習・見学等</p> <p><u>別添4</u> 通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間 (略)</p> <p><u>別添5</u> 研修機関が公表すべき情報の内訳 (略)</p> <p><u>別表1</u> 通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間 (略)</p> <p><u>別表2</u> 研修機関が公表すべき情報の内訳 (略)</p>